児童手当	同項	第十八条第三項第一号	第十八条第三項第一号及び第五項	第十八条第五項	第二十一条第二項及び第三項	第二十一条第二項	第二十一条第三項	第二十二条第一項、第九項、第二十三条第三項並びに第二十四条の二	第二十三条第一項	第二十四条
児童手当相当給付（子ども手当のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により支給する児童手当とみなされる部分をいう。以下同じ。）	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する第二十条第一項	前条第一項	第七条	その年又は翌年の五月までの間（第二十六条第一項の規定による届出をした者にあつては、その年の六月から翌年の五月までの間）	毎年度	当該年度	当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して	拠出金その他この法律の規定による徴収金	児童手当の支給を受ける権利及び拠出金その他この法律の規定による徴収金	この法律
平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する第二十二条第二項	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する第二十条第一項	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十六条第一項	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第六条	平成二十四年三月までの間	請求をした際	平成二十三年度	千分の〇・二を標準として	拠出金	拠出金	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項若しくは第五項の規定により適用するこの法律

第二十四条の二	第二十二条第二項
第二十五条	児童手当の支給に関する処分又は拠出金その他この法律の規定による徴収金
第二十条	この法律
附則第七条第五項	第四条第二項、第六条第二項、第七条から第十条まで（第十八条第一項及び第十九条第一項を除く。）、第二十二条第一項、第二十三条から第二十九条まで及び

第四条　法第二十条第二項又は第四項の規定により児童手当法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する第二十二条第二項	第十八条第二項及び第三項並びに
拠出金	第十八条の見出し中「児童手当」とあるのは「特例給付相当給付」と、同条第二項中「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。）」とあるのは「公務員でない者」と、「児童手当」とあるのは「特例給付相当給付（子ども手当のうち平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年法律第百七号」という。）第二十条第二項又は第四項の規定による児童手当相当給付をいう。以下同じ。）」と、同項第一号中「前条第一項」とあるのは「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十六条第一項」と、「第七条第一項」とあるのは「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第六条」と、「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第二項又は第四項の規定により適用するこの法律」
平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する第二十条第一項	第十八条第二項中「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。）」とあるのは「公務員でない者」と、「児童手当」とあるのは「特例給付相当給付（子ども手当のうち平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年法律第百七号」という。）第二十条第二項又は第四項の規定による児童手当相当給付をいう。以下同じ。）」と、「第七条第一項」とあるのは「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第六条」と、「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第二項又は第四項の規定により適用するこの法律」